平成２１年（フ）第２３６２２号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15　東が丘荘、住民票上の住所東京都練馬区春日町２丁目12―48―103
債務者　中川　京子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６４５号
東京都大田区山王２丁目18―５―907
債務者　田中勢津子（旧姓澤村・青木）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６４８号
東京都練馬区三原台３丁目30―11―101
債務者　後藤　彰久
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６４９号
東京都練馬区光が丘１丁目１―921
債務者　亀山　茂雄
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６５０号
東京都練馬区光が丘１丁目１―921
債務者　亀山美也子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６５１号
東京都大田区新蒲田１丁目13―24
債務者　長谷川秀美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６５２号
茨城県神栖市大野原中央１丁目11―56
債務者　和田　友実
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６５６号
埼玉県さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺1098―28
債務者　渡部　太一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６７０号
東京都練馬区北町６丁目８―105
債務者　服部　裕道
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６７１号
東京都板橋区常盤台１丁目41―７―101
債務者　池田ハツエ（旧姓岩立）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６７５号
東京都昭島市拝島町３丁目11―６―614
債務者　伊東　壽美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６７６号
神奈川県横浜市西区浅間台20―102
債務者　岸　　良
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６７７号
東京都東大和市高木３丁目249―９―201
債務者　広津　圭介
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６８５号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目30―８
債務者　神谷　直美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６８６号
神奈川県座間市相模が丘３丁目34―５―201
債務者　冨田　伸弘
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６８９号
東京都大田区下丸子２丁目30―20―202
債務者　廣瀬真由美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部